

特別情報提供事業実施要綱

制定 昭和 63 年 4 月 1 日
改正 平成 3 年 3 月 1 日
改正 平成 4 年 4 月 1 日
改正 平成 5 年 4 月 1 日
改正 平成 8 年 4 月 1 日
改正 平成 11 年 4 月 1 日
改正 平成 12 年 4 月 1 日
改正 平成 13 年 10 月 1 日
改正 平成 17 年 12 月 1 日
改正 平成 19 年 4 月 1 日
改正 平成 22 年 8 月 2 日
改正 平成 24 年 4 月 1 日
改正 平成 26 年 3 月 1 日
改正 平成 28 年 11 月 16 日
改正 平成 30 年 8 月 17 日
改正 令和元年 7 月 26 日

1 趣旨

中小企業等によりよい情報を提供するために、特別情報提供事業を実施する。
本趣旨に賛同するものを会員とし、各種情報の提供を行う。

2 資格

公益財団法人三重県産業支援センター（以下「支援センター」という。）の実施する情報提供事業に賛同するものを会員とする。入会は、随時とし毎年度会費を納入するものとする。

ただし、加入年度については、別表 1 のとおり、加入月に応じて月割りで納入するものとする。

3 会員の申込み

- (1) 会員になろうとするものは、会員入会申込書（以下「申込書」という。様式第 1 号）に必要な事項を記載し、支援センターに申し込むものとする。
- (2) 支援センターは、会員台帳により、会員管理を行うものとする。
- (3) 会員は、第 1 項に規定する申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を支援センターに届け出るものとする。

4 会費

1 口年間 12,300 円（税込）とし、支援センターの請求により支払うものとする。

5 会員に対するサービス

(1) 情報提供

- ア 刊行物の送付（広報紙「M I E S C」）
- イ インターネット情報提供（ID・パスワードを発行し、会員ページにおいて各種情報提供を行う）

ウ その他各種資料等の提供

(2) その他

カ 支援センターホームページへのバナー広告の割引

キ 広報紙「M I E S C」への広告掲載の割引

ク 広報紙「M I E S C」の会員への送付時におけるチラシ同封サービスの割引

6 会員の退会

(1) 会員が退会を希望する場合は、退会する旨を記した書類により、支援センターに届け出るものとする。その場合においては、会費は返却しないものとする。

(2) 支援センターが定めた会費納入期日までに会費の納入がない場合、支援センターは、その会員を退会させることができる。

別表1 加入月別 納入額一覧表（単位：円）（税込）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
12,300	11,275	10,250	9,225	8,200	7,175
10月	11月	12月	1月	2月	3月
6,150	5,125	4,100	3,075	2,050	1,025

附 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成3年3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月26日から施行する。

なお、特別情報会員費については、平成31年4月1日に遡って適用する。